

四日市市選管告示第 12 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項で読み替えて準用する同法第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

期日前投票所	場 所	期日前投票所を開く時刻
商業施設 期日前投票所	四日市市安島一丁目 3 番 31 号 トナリエ四日市 4 階わくわく・ふれあい広場	午前 10 時 00 分

（選挙管理委員会事務局）